

参議院常任委員会調査室・特別調査室

| | |
|------------|---|
| 論題 | 令和4年度関税改正の概要及び論点 |
| 著者 / 所属 | 皆川 純子・寺島 滉希 / 財政金融委員会調査室 |
| 雑誌名 / ISSN | 立法と調査 / 0915-1338 |
| 編集・発行 | 参議院事務局企画調整室 |
| 通号 | 442号 |
| 刊行日 | 2022-2-4 |
| 頁 | 34-43 |
| URL | https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/ripou_chousa/backnumber/20220204.html |

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75013) / 03-5521-7686 (直通))。

令和4年度関税改正の概要及び論点

皆川 純子

寺島 滉希

(財政金融委員会調査室)

1. はじめに
2. 令和4年度関税改正の概要
 - (1) 暫定税率等の適用期限の延長等
 - (2) 個別品目の関税率の見直し
 - (3) 沖縄に係る関税制度上の特例措置の適用期限の延長
 - (4) 海外の事業者を仕出人とする模倣品の水際取締りの強化
 - (5) 通い容器に係る免税手続の簡素化の対象拡大
3. 令和4年度関税改正の主な論点
 - (1) 暫定税率の在り方
 - (2) 加糖調製品に係る暫定税率の引下げ等をめぐる課題
 - (3) 沖縄に係る関税制度上の特例措置の活用等
 - (4) 模倣品の水際取締り強化に向けた課題

1. はじめに

令和4年度の関税率及び関税制度の改正については、財務大臣の諮問機関である関税・外国為替等審議会（以下「審議会¹」という。）が、令和3年10月から計4回にわたり審議を重ね、12月10日に「令和4年度における関税率及び関税制度の改正等についての答申」（以下「令和4年度答申」という。）を取りまとめた。同答申を踏まえ、与党税制改正大綱²が同日に決定され、12月24日に政府税制改正大綱³が閣議決定された。

本稿では、令和4年度関税改正の概要を紹介するとともに、その主な論点について整理する。なお、本稿における「令和4年度関税改正」とは、与党税制改正大綱及び政府税制

¹ 審議会には、その所掌事務のうち、関税率の改正その他の関税に関する重要事項の調査審議等を行う「関税分科会」が設置されており、主な審議は同分科会で行われている。

² 「令和4年度税制改正大綱」（令3.12.10自由民主党・公明党）

³ 「令和4年度税制改正の大綱」（令3.12.24閣議決定）

改正大綱で示された令和4年度の関税改正の案であり、審議会資料を中心にその内容を整理することとする。

2. 令和4年度関税改正の概要

(1) 暫定税率等の適用期限の延長等

ア 暫定税率の適用期限の延長

暫定税率は、政策上の必要性等から適用期限を定め、基本税率⁴を暫定的に修正する税率であり、関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）で定められている。我が国では、暫定税率の水準や必要性を見直すため適用期限を1年とし、毎年度、延長の適否等を検討している。

令和4年度関税改正では、国内の生産者及び消費者等に及ぼす影響、経済連携協定（EPA）や自由貿易協定（FTA）等の国際交渉との関係、産業政策上の必要性等を考慮し、令和4年3月31日に適用期限が到来する417品目のうち412品目に係る暫定税率の適用期限を令和5年3月31日まで1年延長することとしている⁵。

イ たまねぎの基本税率化

たまねぎは、天候等に起因する豊凶差による価格変動が大きく、生鮮野菜の中で輸入量が多い品目⁶である。そのため、昭和47年度関税改正において、低価格時には一定の関税を課す一方、高価格時には輸入を容易にするために関税を無税とする「スライド関税」の制度が導入された。

スライド関税は、課税価格の価格帯により関税率を変動させ、国内の生産者と消費者等の利害調整を図る制度である。無税点価格（税率が無税に変更される最低価格）を変動させ、生産者保護と消費者等の負担軽減のバランスを図ることができるよう、無税点価格を組み込んだ関税率を暫定税率として設定してきた。現行の無税点価格（73.70円/kg）は昭和54年度関税改正で設定され、以降42年間変更されていない（図表1）。

地域的な包括的経済連携（RCEP）協定の発効⁷により、現行の無税点価格を超える価格帯での輸入については、ほぼ全て無税ということになり（令和2年実績ベース）、今後、同価格を引き上げる可能性は低くなった。また、生産者保護の必要性から、中長期的に無税点価格を引き下げる可能性も乏しい。

こうした状況を踏まえ、令和4年度関税改正では、たまねぎの関税率について中長期的な見直しの必要性が認められないとし、スライド関税に係る現行の暫定税率を廃止し、同水準の基本税率に移行することとしている⁸。

⁴ 基本税率は、中長期的な観点から内外価格差や真に必要な保護水準を勘案して設定される税率であり、関税定率法（明治43年法律第54号）で定められている。

⁵ なお、暫定税率を延長しないこととしている5品目は、暫定税率を基本税率に移行するたまねぎ（2品目）（2.（1）イ参照）及び暫定税率を廃止するノルマルパラフィン（3品目）（2.（1）ウ参照）である。

⁶ 令和2年におけるたまねぎの輸入量は約22万トン（うち約21万トンは中国からの輸入）で、生鮮野菜の総輸入量の約3割を占める（財務省「貿易統計」）。

⁷ 同協定は、日本のほか、ブルネイ、カンボジア、ラオス、シンガポール、タイ、ベトナム、中国、豪州及びニュージーランドとの間で、令和4年1月1日に発効。韓国については、同年2月1日に発効。

⁸ なお、スライド関税に係る暫定税率を廃止して基本税率に移行した前例として、銅・鉛・亜鉛の地金の関税

図表 1 たまねぎの関税率
(現行)

| (単位:円/kg) | 基本税率 | 暫定税率 | (改正案) |
|-------------------|------|--------------------|--------------------|
| 課税価格 ≤ 67 | 10% | — | 基本税率 |
| 67 < 課税価格 ≤ 73.70 | | (73.70 - 課税価格)円/kg | 10% |
| 73.70 < 課税価格 | | 無税 | (73.70 - 課税価格)円/kg |
| | | | 無税 |

※スライド関税により、課税価格が67円/kgから73.70円/kgまでの場合の課税価格+関税の額は73.70円/kgで一定となる

(出所) 審議会資料を基に筆者作成

ウ ノルマルパラフィンの暫定税率の廃止

ノルマルパラフィンとは、灯油から分離抽出される液体であり、合成洗剤等の製造に用いられる高級アルコール（工業用）及びアルキルベンゼン⁹の原料として使用される。国内供給の不足分を輸入に依存する体制であったことから、昭和60年以降、暫定税率を無税に設定し、これまで延長してきている。

令和元年にアルキルベンゼンの国内生産が終了し¹⁰、原料であるノルマルパラフィンの供給が過剰となっていることから、暫定税率を無税として輸入を促進する必要がなくなっている。また、ノルマルパラフィンの暫定税率を廃止する場合、基本税率（346円/kg）が適用されることとなるが、国内供給量に占める国内生産量は9割を超えていること等から、輸入者等への影響は限定的である。

こうした状況を踏まえ、令和4年度関税改正では、ノルマルパラフィンに係る現行の暫定税率（無税）を廃止することとしている。

エ 特別緊急関税制度の適用期限の延長

特別緊急関税制度（SSG: Special Safeguard）は、平成6年のウルグアイ・ラウンド合意に基づき関税化された農産品について、関税化措置の代償として平成7年度に導入された制度である。当該農産品の輸入数量が一定の水準を超えた場合又は課税価格が一定の水準を下回った場合に、自動的に関税率を引き上げるものであり、輸入急増時等の安全弁としての役割を果たしている。SSGは、暫定税率と一体的な制度として適用期限が1年とされており、毎年度、延長の適否等が検討されている。

SSGに係る品目は、EPA等の交渉の対象となり得るものであり、国際交渉の状況を注視する必要があること、引き続き国内産業を保護する必要があることを踏まえ、令和4年度関税改正では、SSGについて、暫定税率と同様に令和4年3月31日までとなっている適用期限を令和5年3月31日まで1年延長することとしている。

オ 加糖調製品に係る暫定税率の引下げ

加糖調製品は、砂糖に砂糖以外の食品素材を混合したものであり、菓子類、飲料等の原料として使用されている。平成2年の輸入自由化以降、加糖調製品の輸入量は価格優位性を背景に大幅に増加している。

率に係る改正（平成30年度関税改正）がある。

⁹ 家庭用合成洗剤（衣料用粉末洗剤）の原料や産業用精密機械の潤滑油等として使用される石油化学製品。

¹⁰ 全量海外から輸入することとなり、令和2年度関税改正でアルキルベンゼンの基本税率を無税化している。

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（以下「TPP11」という。）における加糖調製品に係る関税割当制度¹¹の導入等により、国内産糖の支援に対する影響が懸念されたため、TPP11発効時（平成30年12月30日）、糖価調整制度¹²における調整金の対象に加糖調製品が追加された¹³。これにより実質的に国産の砂糖の価格は低減したが、加糖調製品と国産の砂糖との間には依然として価格差がある。

令和4年度関税改正では、令和4年度のTPP11税率の設定状況等を踏まえ、国内産糖への支援に充当する調整金収入の拡大を可能とし¹⁴、両者の価格差を更に縮小するため、加糖調製品のうち6品目について、暫定税率を引き下げることとしている（図表2）。

図表2 加糖調製品に係る暫定税率引下げ

| 主な品名 | 現行税率 | 改正案 | 引下げ幅 | (参考) 令和4年度 TPP11税率 | 主な品名 | 現行税率 | 改正案 | 引下げ幅 | (参考) 令和4年度 TPP11税率 |
|---------|-------|-------|--------|--------------------------|--------------|-------|-------|--------|--------------------------|
| ココア粉 | 24.4% | 23.1% | ▲ 1.3% | 23.0% | コーヒーのエキス | 14.5% | 12.1% | ▲ 2.4% | 12.0% |
| ココアの調製品 | 24.0% | 23.0% | ▲ 1.0% | 22.9% | たんぱく質濃縮物 | 13.4% | 11.5% | ▲ 1.9% | 11.4% |
| ミルクの調製品 | 25.5% | 24.4% | ▲ 1.1% | 24.3% | 乳糖を含有する調製食料品 | 25.5% | 24.4% | ▲ 1.1% | 24.3% |

（出所）政府税制改正大綱等を基に筆者作成

（2）個別品目の関税率の見直し

関税率表上、綿製の女子用ブラウス等には、「ししゅうしたものの、レースを使用したものの及び模様編みの組織を有するもの」（以下「ししゅうしたもの等」という。）と「その他のもの」の税細分がある（図表3）。基本税率は、「ししゅうしたもの等」が10.9%、「その他のもの」が9.1%であり、異なる関税率が適用されている。「ししゅうしたもの等」であるか否かを判断するためには、製造工程等に関する資料が必要であり、輸入者にとって貿易手続上の事務負担となっている。

上記の税細分を統合し、関税率を「その他のもの」に合わせた場合、「ししゅうしたもの等」の税率は下がる（10.9%→9.1%）。しかし、国内産業は輸入品との差別化に努めていることから、関税引下げの影響は限定的とされている。また、RCEP協定の発効により、当該品目の主要輸入先である中国からの関税率は段階的に引き下げられる予定であり、税細分を統合した場合の関税引下げ幅は実質的にRCEPを上回るものではない。

以上を踏まえ、令和4年度関税改正では、輸入者の事務負担を軽減する観点から、綿製の女子用ブラウス等に係る上記の国内税細分を統合し、関税率（基本税率）を統合前の各

¹¹ 関税割当制度とは、一定の輸入数量の枠内に限り、無税又は低税率の関税（一次税率）を適用することで需要者に安価な輸入品の供給を確保する一方、一定の輸入数量の枠を超える分については、比較的高税率の関税（二次税率）を適用することで国内生産者の保護を図るものである。

¹² 糖価調整制度は、安価な外国産原料糖の輸入者から調整金を徴収し、これを財源として国内の生産者及び製糖事業者を支援する制度である。国内産と外国産の原料糖を比較すると、てん菜糖で約2倍、甘しゅ糖で約6倍の価格差があるが、同制度により価格バランスが取れ、国内における両者の価格が同水準となる仕組みである。

¹³ 「総合的なTPP等関連政策大綱」（平29.11.24TPP等総合対策本部決定）に基づく。

¹⁴ WTO譲許税率（WTO協定上の関税率の上限）と暫定税率との差分が、調整金として徴収されるため、暫定税率を引き下げた場合、調整金収入が拡大することとなる。

細分における税率のうち低い水準（9.1%）とすることとしている。

図表3 統合される税細分の概要

| 品目名 | 令和2年度 輸入額 | 基本税率 (WTO協定税率) | 改正案 | (参考)RCEP税率(中国) | | |
|--|---|-------------------|------------------|----------------|-----------|------|
| | | | | 令和4年4月 | 令和5年4月(※) | |
| 女子用の ブラウス (綿製) 第6106.10号 1 ブラウス、 シャツブラウス、 オープンシャ ツ、ポロシャツそ の他これらに類 するシャツ | (1)ししゅうしたもの、レース を使用したもの及び模様編 みの組織を有するもの | 約106億円 | 10.9% (10.9%) | 9.1% (基本税率) | 9.5% | 8.9% |
| | (2)その他のもの | 約242億円 | 9.1% (9.1%) | | 8.0% | 7.4% |

(※)以後、段階的に引き下げられ、令和18年4月には無税となる。

(出所) 審議会資料等を基に筆者作成

(3) 沖縄に係る関税制度上の特例措置の適用期限の延長

沖縄については、沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号、以下「沖振法」という。）に基づき、各種税制上の特例措置が設けられている。関税暫定措置法による関税制度上の特例措置としては、特定免税店制度及び選択課税制度が講じられている。両制度の適用期限は、沖振法の適用期限と同様、令和4年3月31日までとなっている。令和4年度関税改正では、第208回国会（常会）において、沖振法について期限延長等所要の改正が行われることを前提に、両制度の適用期限の延長等を行うこととしている。

ア 特定免税店制度

特定免税店制度は、関税法（昭和29年法律第61号）上、外国扱いされていた占領下の沖縄からの土産品に適用されていた携帯品免税の機能を実質的に引き継ぐものであり、他の地域にない特別な制度として平成10年度に創設された。同制度は、沖縄の市中又は空港の免税店において、沖縄から本土へ出域をする旅客向けに販売される輸入商品について、一人20万円の範囲内で関税を免除するものである。

令和4年度関税改正では、特定免税店制度について、適用期限を令和6年3月31日まで2年延長することとしている。また、観光旅客の利便性向上を図るため、空港等で購入物品の引渡しを行う現行制度を維持した上で、インターネットでの免税品の事前購入を可能とすることとしている。

イ 選択課税制度

選択課税制度は、沖振法に基づく国際物流拠点産業集積地域¹⁵（以下「物流地域」という。）に関する各種税制上の特例措置の一環として、平成10年度に創設された。同制度は、物流地域の保税工場¹⁶等において外国貨物を原料として製造される製品について、輸入

¹⁵ 相当量の貨物を取り扱う開港又は税関空港に隣接等している地域であり、沖縄県知事が定めるもの。現在、「那覇市、浦添市、豊見城市、宜野湾市及び糸満市」及び「うるま・沖縄地区（中城湾港新港地区）」が定められている。

¹⁶ 外国から到着した貨物について、関税などを課さないままで加工、製造できる場所として税関長が許可した場所。

者が原料課税（原則）又は製品課税のいずれか低い関税率を選択できるものである。

令和4年度関税改正では、選択課税制度について、適用期限を令和7年3月31日まで3年延長することとしている。また、物流地域の範囲が拡大される場合¹⁷にも、同制度の適用を認めることとしている。

（4）海外の事業者を仕出人とする模倣品の水際取締りの強化

商標権等の知的財産権を侵害する物品及び形態模倣品等の不正競争防止法（平成5年法律第47号）に違反する物品（以下「侵害物品」という。）は、関税法上「輸入してはならない貨物」と規定されており、税関における取締対象となっている¹⁸。税関において侵害物品の疑いのある貨物を発見した場合、税関長は認定手続を開始し、輸入者等が提出した証拠等に基づき、侵害物品であるか否かの認定を行う¹⁹。

近年の電子商取引の進展に伴い、海外の事業者と国内の事業性のない者との間の直接取引による模倣品（特に商標権関連）の輸入が増加している。しかし、事業性のない者により輸入される個人使用目的の模倣品については、商標法（昭和34年法律第127号）等における商標権等を侵害する物品に該当しない²⁰ため、税関での取締対象となっていない²¹。

審議会による「令和3年度における関税率及び関税制度の改正等についての答申」（以下「令和3年度答申」という。）では、「商標法等の改正が行われた場合には、その施行と同時に、（中略）税関で水際取締りを実施することが必要であるため、必要な制度改正について速やかに検討することが適当である。」とされた。令和3年5月には特許法等の一部を改正する法律（令和3年法律第42号）が成立し、同法による改正商標法及び意匠法（以下「改正商標法等」という。）では、海外の事業者が模倣品を郵送等により日本国内に持ち込む行為について、輸入者側の事業性の有無にかかわらず、権利侵害行為となることが明確化された²²。また、7月に決定された「知的財産推進計画2021」²³では、当該改正を受け、「その施行と同時に、当該侵害に係る物品に対して実効性のある水際取締りを実施できるよう、関税法等の改正を含めて検討の上、必要な措置を講じる。」こととされた。

以上を踏まえ、令和4年度関税改正では、改正商標法等で明確化された権利侵害行為に係る物品について、関税法上の「輸入してはならない貨物」として規定するとともに、認

¹⁷ 政府税制改正大綱では、物流地域の範囲に、池武当地区（沖縄市）並びに仲嶺・上江州地区及び平安座地区（うるま市）を加えることとしている。

¹⁸ なお、令和3年上半年期の税関における知的財産別輸入差止実績構成比（件数ベース）では、偽ブランド品等の商標権侵害物品が96.3%となっている（「令和3年上半年期の税関における知的財産侵害物品の差止状況」（令3.9.10付け財務省報道発表資料））。

¹⁹ 認定手続を開始する際、税関長は、権利者及び輸入者に対し、認定手続が執られた貨物が侵害物品に該当するか否かについて証拠等を提出できる旨を通知する（現行制度では、輸入者が当該貨物について侵害物品に該当しない旨を主張する場合に、税関長が当該者に証拠の提出を求めることができる規定は設けられていない）。認定手続を経て、当該貨物が侵害物品に該当すると認定した場合、税関長は当該貨物を没収することができ、侵害物品に該当する貨物を輸入した者は、関税法で定める罰則の対象となる。

²⁰ 商標法等において、商標権等の侵害となるのは事業性のある行為に限られている。

²¹ 近年、税関の認定手続において、模倣品（特に商標権関連）を輸入しようとする者からの個人使用目的の輸入である旨の主張が増加している。

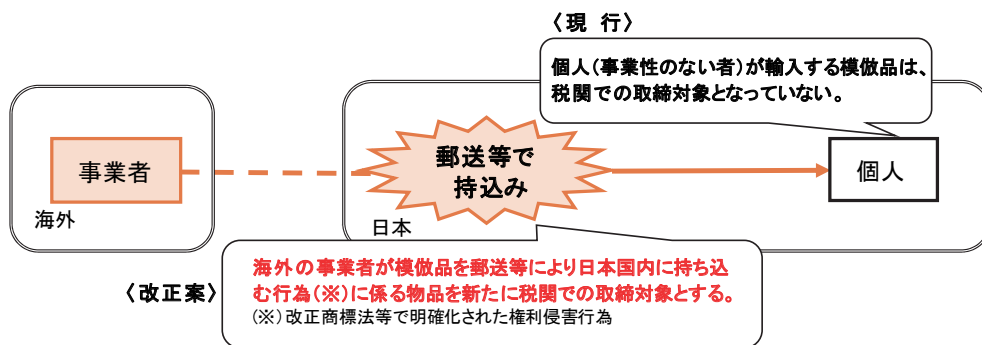
²² 施行日は、公布の日（令3.5.21）から1年6月を超えない範囲内で政令で定める日。

²³ 「知的財産推進計画2021」（令3.7.13知的財産戦略本部決定）56頁

定手続の対象とすることとしている（図表4）。なお、当該物品を輸入した事業性のない者は、改正商標法等において罰則の対象となっていないことを踏まえ、関税法における罰則の対象からも除外することとしている。

また、認定手続一般において、貨物を輸入しようとする者が、当該貨物が侵害物品に該当しない旨を主張する場合に、税関長が当該者に対して、その旨を証する書類の提出を求められることができるよう、規定を整備することとしている。

図表4 模倣品の水際取締りの強化



（出所）審議会資料を基に筆者作成

（5）通い容器に係る免税手続の簡素化の対象拡大

通い容器とは、輸出入貨物の運送のために反復して使用されるリターナブルパレット等の容器である。関税率法等の規定により、①本邦から輸出された通い容器であって再輸入されるもの、②本邦に輸入される通い容器であって、その輸入の許可の日から原則として1年以内に再輸出されるものについては、輸入時の関税及び消費税が免除されている。

上記の免税手続については、環境問題への対処等の観点から、通い容器の利用を促進するため、平成24年10月以降、一部提出書類を不要とする等の簡素化が図られている。ただし、その対象は、輸出入双方のAEO²⁴の承認を受けている同一の者（AEO輸出入者）が扱う特例申告貨物²⁵に限定されており、輸出者と輸入者が異なる場合には対象となっていない。

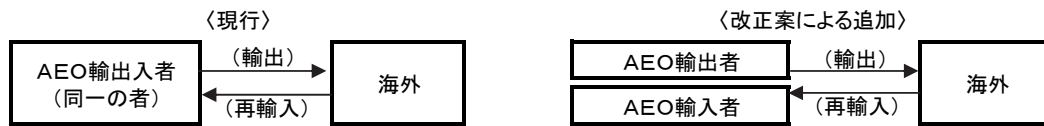
令和4年度関税改正では、通い容器の取引において、輸出者と輸入者が異なる場合であっても、それぞれがAEO輸出者、AEO輸入者の承認を受けているときは、確実な貨物管理と税関手続の適正な履行が期待できるとして、免税手続の簡素化を可能とすることとしている（図表5）。あわせて、特例申告貨物以外の通常の輸入申告貨物についても簡素化の対象とするなどの見直しを行うこととしている。

²⁴ Authorized Economic Operator（認定事業者）。AEO制度とは、貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された事業者に対し、税関長が承認・認定し、税関手続の緩和・簡素化策を提供するものである。日本では平成18年3月に輸出者を対象として導入され、以後、輸入者、倉庫業者、通関業者、運送者、製造者と順次対象が拡大されてきた。

²⁵ AEO輸入者が輸入申告と納税申告を分離し、納税申告の前に貨物を引き取ること等が可能となる特例申告制度を利用して輸入する貨物。通常の輸入申告貨物は、輸入申告と納税申告を同時に行うこととなっている。

図表5 通い容器に係る免税手続の簡素化の対象拡大

(※再輸入免税の場合)



(出所) 審議会資料を基に筆者作成

3. 令和4年度関税改正の主な論点

(1) 暫定税率の在り方

審議会は平成25年1月、暫定税率を基本税率化するには暫定税率として設定されてきた経緯等を考慮する必要がある等の論点整理²⁶を取りまとめた。令和4年度関税改正に係る審議会では、暫定税率の適用期限の延長について、「400品目以上ある中に何となく漫然と単純延長しているものがないか」をしっかりと確認する必要がある旨の発言があった²⁷。また、令和3年度関税改正に係る国会審議においては、暫定税率が長期間設定され続けている状況を踏まえた基本税率化の必要性等についての質疑があった²⁸。

令和4年3月31日に暫定税率の適用期限が到来する417品目のうち、約8割に当たる330品目については、20年以上現行の制度・税率水準が設定され続けている²⁹ (図表6)。暫定税率の設定が長期間続き、既に定着していると考えられる場合には、暫定税率を廃止し、同水準の基本税率を設定することについても検討の余地があろう。

図表6 暫定税率の設定期間別の品目数

| 設定期間 | 品目数 | 割合 |
|---------------|-----|------|
| 10年未満のもの | 26 | 6% |
| 10年以上20年未満のもの | 61 | 15% |
| 20年以上30年未満のもの | 313 | 75% |
| 30年以上40年未満のもの | 10 | 2% |
| 40年以上のもの | 7 | 2% |
| 合計 | 417 | 100% |

330 (79%)

※ 現行の制度・税率水準が設定されてから令和4年1月1日までの期間(年度)を基に集計

(出所) 財務省資料を基に筆者作成

(2) 加糖調製品に係る暫定税率の引下げ等をめぐる課題

令和3年度答申では、「加糖調製品に係る暫定税率の検討に当たっては、毎年度、加糖調製品と国産の砂糖の価格差及び需給の動向、国内産糖に係る競争力強化の取組状況、暫定税率の引下げによる政策効果等について、農林水産省に検証を求める」こととされた。あ

²⁶ 関税・外国為替等審議会関税分科会、財務省関税局『平成25年度関税改正に関する論点整理』(平25.1.24)

²⁷ 関税・外国為替等審議会関税分科会(令3.11.29開催)における宮島香澄専門委員の発言。

²⁸ 第204回国会衆議院財務金融委員会議録第10号14頁(令3.3.16)

²⁹ 令和4年度関税改正で暫定税率を廃止することとしている「たまねぎ(2品目)」については40年以上、「ノルマルパラフィン(3品目)」については30年以上、同一の暫定税率が設定され続けている。

わせて、「加糖調製品と国産の砂糖に関する今後の中長期的な在り方及びその実現に向けた具体的取組についても、消費者の視点も踏まえつつ、農林水産省に説明を求める」ととされた³⁰。

これを受け、農林水産省の食料・農業・農村政策審議会甘味資源部会は、令和3年度答申への対応の考え方について検討を行った。同部会では、加糖調製品に係る関税改正の要望を引き続き行う必要性、生産者・製糖業者のコスト削減による砂糖の価格引下げの必要性、さとうきび及びてん菜の生産における背景事情の複雑性³¹、国産の砂糖の需要拡大策、輸入糖と国内産糖のバランス確保等について議論があった。

令和4年度関税改正に係る審議会では、令和3年度答申で農林水産省に説明を求めている「中長期的な見通し」に関して、砂糖生産の適正な水準等に係る定量的な見通しの提示を求める指摘があった³²。また、暫定税率の引下げが今後も要望されるのであれば、調整金の使途及び増収見込みについても毎年度説明を求める必要があると指摘された³³。このほか、さとうきび等の航空バイオ燃料への活用など政策議論の大きな転換の必要性³⁴についても指摘があった。

加糖調製品については、段階的なTPP11税率の引下げが予定されていることなどから、今後も暫定税率引下げの要望が予想される。暫定税率の引下げによる政策効果等については、毎年度十分な検証を行うとともに、検証結果を関税改正に反映していく必要がある。

（3）沖縄に係る関税制度上の特例措置の活用等

特定免税店制度及び選択課税制度は、いずれも沖振法の適用期限に併せて5年ずつ延長されてきたが、平成29年度関税改正以降、延長幅が短縮された³⁵。財務省は、短縮した理由を「制度の利用状況や沖縄の経済状況等を踏まえた、よりきめ細やかな検証を可能とするため」と説明していた³⁶。両制度の利用状況はそれぞれ異なるが（図表7）、よりきめ細やかな検証を行い、両制度がこれまでの利用状況等を踏まえた制度となっているか確認する必要がある。沖縄県は令和4年5月15日に本土復帰50周年の大きな節目を迎える。沖縄独自の特例措置である両制度については、一層の利用促進が求められよう。

特定免税店制度については、適用期限の2年延長とともに、インターネットでの免税品の事前購入を可能とする見直しを行うこととしている。免税品の事前購入制度の導入により、観光旅客の利便性向上が期待されている。免税品の購入に費やす時間を別の観光地へ訪問する時間等に充てられるようになれば、沖縄県内における消費全体が増え、政策効果

³⁰ 令和4年度答申においても、ほぼ同趣旨の記述がある。

³¹ さとうきびは、国境離島において代替の利かない作物であり、てん菜は、我が国最大の畑作地帯における輪作体系の維持に欠かせない作物であることから、両作物の生産は単に経済合理性のみでは図れない背景を有していると指摘されている。

³² 関税・外国為替等審議会関税分科会（令3.11.5開催）における根元敏則委員の発言。

³³ 関税・外国為替等審議会関税分科会（令3.11.29開催）における佐藤英明委員の発言。

³⁴ 関税・外国為替等審議会関税分科会（令3.11.29開催）における大橋弘専門委員の発言。

³⁵ 特定免税店制度は、平成29年度関税改正で3年、令和2年度関税改正で2年延長された。選択課税制度は、平成29年度関税改正で2年、平成31年度関税改正で2年、令和3年度関税改正で1年延長された。

³⁶ 第193回国会衆議院財務金融委員会議録第10号10～11頁（平29.3.22）

が高まるだろう。沖縄の観光振興政策との整合性に留意しつつ、観光旅客から得られる収入の拡大に向け、免税品の事前購入を含めた特定免税店制度の利用状況等を注視していく必要がある。

選択課税制度については、適用期限の3年延長とともに、対象となる地域の拡大を行うこととしている。同制度は平成17年度に4件利用された後、約16年間利用されていない³⁷。上述の延長幅を短縮した理由に鑑み、選択課税制度が利用されていない要因を分析し、同制度の利用促進に向けた対策を講ずることが求められる。

図表7 特定免税店制度及び選択課税制度の利用状況

| 年度 | 平25 | 平26 | 平27 | 平28 | 平29 | 平30 | 令和元 | 令和2 |
|------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 特定免税店における関税の免税実績 | 約3.7億円 | 約3.4億円 | 約2.9億円 | 約2.8億円 | 約2.8億円 | 約2.8億円 | 約2.8億円 | 約1.2億円 |
| 選択課税制度の利用実績 | 利用実績なし | | | | | | | |

(注) 沖縄県からの聞き取りによる。

(出所) 内閣府資料を基に筆者作成

(4) 模倣品の水際取締り強化に向けた課題

令和4年度関税改正では、改正商標法等で海外の事業者が模倣品を郵送等により日本国内に持ち込む行為が権利侵害行為となることが明確化されたことを踏まえ、当該行為に係る物品について、関税法上の「輸入してはならない貨物」に位置付け、認定手続の対象とする(以下「新規規制」という。)こととしている。新規規制の実施に当たり、税関長は、輸入者に対し海外の仕出人(貨物を輸入者に送った者)の事業性に係る証拠の提出を求め³⁸、当該証拠に基づき仕出人に事業性があるか否かを認定することとなる。輸入者が事業性のない者から送付されてきた旨を主張する場合も想定されるため、事業性の有無を明確に示す証拠の提出を求め、厳格に確認を行うことで新規規制の実効性を確保する必要がある。

新規規制においては、事業性のない者が模倣品であることを知らずに海外の事業者から輸入した場合であっても、認定手続において侵害物品であることが認定されれば、税関において当該物品を没収されることとなる。新規規制については、輸入者に対する事前の周知徹底など広報活動の充実が求められる。

一般的に、模倣品は知的財産権の侵害により経済発展の妨げの要因となるほか、医薬品や電気製品など、その使用により健康や安全が脅かされる物品も存在する。模倣品を輸入しようとする行為は、たとえ個人使用目的であったとしても好ましいものではないとする見方もある。政府には、模倣品撲滅に向けて、消費者に対する啓発活動をより充実させることが期待される。

(みながわ じゅんこ、てらしま こうき)

³⁷ 財務省「令和4年度関税率・関税制度改正要望事項調査票(延長・変更)」によれば、令和2年度に1件の利用予定があったものの、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けた事業計画の見直し等により、令和5年度に延期される見込みとなっている。

³⁸ 輸入者に提出を求める証拠(書類)の種類は、今後通達等で例示する予定とされている。